

あなたといて、笑顔になつたり
あなたといて、傷つけられたり
あなたといて、励まされたり
あなたといて、一緒に泣いたり
あなたといて、幸せを感じたり・・・

これまでも、これからも
ずっとこうやって生きていく――。

しかし、そんな大切に想う人が偏見や理不尽な理由で
傷つけられている現状がまだ日本にはあります。
根拠のない差別を受けて涙を流しています。
みなさんはおかしいとは思いませんか。

差別は見ようとしなければ見えません。
皆さんの「気づき」が、この町から
涙を無くす一歩となるかもしれません。
互いを認め合い、互いの人権を尊重する。
この町の一人ひとりが輝く笑顔になるように、
この町の一人ひとりが明るい未来を描けるように。

今こそ考えよう。

人権



65回目を迎える人権週間

国際連合は、1948年12月10日に世界人権宣言が採択されたことを記念し、12月10日を「世界人権デー」と定め、すべての加盟国に人権擁護活動と呼ばれる活動を行っています。日本でも、その2年後に「人権週間」を12月4日から10日に定め、全国的に人権意識の普及高揚を図るための啓発活動を行っています。

今年、65回目の節目となる人権週間では「みんなで築こう 人権の世紀」をテーマに、全国規模で活動を展開。福智町でも住民一人ひとりが人権を尊重し、この「人権週間」が、いつも考える「人権習慣」のきっかけとなるよう、啓発行事などを行うとともに、次の項目を重点的に推進していきます。

部落差別解消に向けて

部落差別は歴史的過程で形づくられた身分差別に基づくもので、わが国固有の重大な人権問題です。今なお結婚をさまたげられたり、就職で不公平に扱われたりするなど、差別事象はいまだに後を絶ちません。一人ひとりがこの問題について、い

そう理解を深め、自らの意識を見つめ直すとともに、自らを啓発していくことが必要です。

男女の立場を対等に

「男は仕事、女は家庭」など、男女の役割を固定的にとらえる意識から生まれる男女差別は、家庭や職場で依然として根深く残っています。女性に対する暴力の解消も重要な課題です。これからの社会を担うためには、女性と男性が対等の立場で協力し、責任も分かち合うことが大切です。福智町でも男女共同参画推進条例が平成21年に制定されました。さらに、昨年3月には条例に基づく基本計

画を策定。現在は、計画書の内容に沿って、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができると社会を目指し、5か年計画で推進を図っています。

子どもを一人として

いじめや体罰、親による虐待、国内外での児童買春など、子どもの人権をめぐる問題は深刻な状況にあります。子どもも一人の人間として認め、お互いに意見や権利を調整することが大切です。そのうえで、なお、子どもは大人よりも権利が侵害されやすい存在だと認識し、子どもの権利を守る努力が必要です。

高齢者を敬う心を

我が国における平均寿命の大幅な伸びや少子化を背景に、社会の高齢化は極めて急速に進み、現在、4人に1人が高齢者となっています。高齢者が自立した存在として生きがいの持てる生活ができるよう、接していくことが大切です。

障がいのある人との平等

障がいのある人に対する理解や配慮はまだまだ不十分で、ノーマライゼーションの理念は完全に実現していません。すべての人が対等に生活し、活動できる社会が求められています。

【ノーマライゼーション】
障害者と健常者は、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にできることが当然であり、それが望ましい姿だという考え方。



福智町人権週間講演会

男女共同参画社会の実現を目指して活動する「福岡ジェンダー研究所」の倉富史枝さんを招き、「ひとり一人の人権が尊重されて深まる絆」をテーマに、講演を行います。どうぞお気軽にご参加ください。

日時 11月27日(水) 19時～開演

会場 福智町地域交流センター

講師 福岡ジェンダー研究所
倉富 史枝さん



社会人を9年間経験したのち、大学院で社会学と心理学を学ぶ。平成11年から福岡県男女共同参画センター「あすばる」の研究者を経て、現職に。大牟田市や直方市、遠賀町など県内の多くの自治体で男女共同参画審議委員を務める。

演題 「ひとり一人の人権が尊重されて深まる絆」～男女共同参画社会について考えよう～

問 人権・同和対策課 ☎22-7764

問 ほのぼの館 ☎22-6290

女性に対する暴力をなくす運動

11月12日(火)から25日(木)までを「女性に対する暴力をなくす運動」として、夫・パートナーからの暴力、セクハラ、ストーカーなど、女性に関する人権相談を受け付けます。ひとりで悩まずにまずご相談ください。

● 福智町男女共同参画窓口
人権・同和対策課 隣保館係
月～金 ▶ 8:30～17:15 (祝日を除く)
☎ 22-6290

● 配偶者暴力相談支援センター
田川総合庁舎内(田川市大字伊田松原通り)
月～金 ▶ 8:30～17:15 (祝日を除く)
☎ 42-4850